

○富津市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱

平成24年3月22日

告示第44号

改正

令和8年3月24日告示第31号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震による木造住宅の倒壊等の被害から市民の生命及び財産を守るため、木造住宅の耐震性能の向上を図る事業に対し、その費用の一部を補助することについて、富津市補助金等交付規則（昭和47年富津市規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 市内に建築された2階建て以下の木造一戸建て住宅であって、居住の用に供する部分の床面積が当該住宅の延べ面積の2分の1以上を占め、かつ、在来工法により建築されたものをいう。
- (2) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会（第4号において「防災協会」という。）が定める木造住宅の地震に対する安全性を評価する診断（一般診断法及び精密診断法に限る。）をいう。
- (3) 補助対象住宅 富津市木造住宅耐震診断事業実施規則（平成19年富津市規則第24号）第8条の規定により調査した木造住宅又は耐震診断を行った木造住宅の耐震診断に係る総合評点（次号において同じ。）が1.0未満の木造住宅をいう。
- (4) 耐震改修工事 補助対象住宅の耐震診断に係る総合評点を1.0以上にするために実施する改修工事であって、富津市木造住宅耐震診断事業実施規則第2条第3号に規定する耐震診断士（第7条第8号において同じ。）又は都道府県若しくは防災協会が実施する木造の建築物の耐震診断に関する講習又はこれらと同等の講習（第7条第8号において「講習」という。）を修了した建築士に

よる設計及び工事監理のもと施工する工事をいう。

- (5) リフォーム工事 耐震改修工事と併せて実施する補助対象住宅の機能の維持及び向上のために行う改修、修繕、模様替え等の工事であって、耐震改修工事に係る部分は除くものをいう。

(一部改正〔平成26年告示141号〕)

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象住宅の耐震改修工事及びリフォーム工事であって、当該年度内に工事が完了する予定であるものをいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、本市の住民基本台帳に記録されている者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 自己の所有する木造住宅に居住する者であって、補助事業が完了した後も引き続き補助対象住宅に住み続ける意思があること。
- (2) 前号に規定する者及びその世帯に属する者が市税等（市県民税、森林環境税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者保険料をいう。第7条第10号において同じ。）を完納していること。
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）又は都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している建築物を所有していないこと。

(一部改正〔平成29年告示19号・令和6年52号〕)

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 耐震改修工事に要する費用
- (2) リフォーム工事に要する費用

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、次項及び第3項に掲げる額の合算額とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 前条第1号に規定する費用の5分の4の額とし、80万円を限度とする。この場合において、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が満

65歳以上の者である場合は、100万円を限度とする。

3 前条第2号に規定する費用の10分の1の額とし、30万円を限度とする。

4 補助金の交付は、補助対象住宅について1回限りとする。

(交付の申請)

第7条 申請者は、木造住宅耐震改修事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、当該工事の契約締結の14日前までであって、毎年度12月28日までに申請しなければならない。

(1) 富津市木造住宅耐震診断結果通知書の写し又は補助対象住宅に係る耐震上の問題の指摘を受けたことを証する書類

(2) 耐震改修工事前の耐震診断結果

(3) 耐震改修工事の補強計画書

(4) 耐震改修工事の補強計画に基づく図面及び工程表

(5) 耐震改修工事に要する費用の見積書の写し

(6) リフォーム工事に要する費用の見積書の写し

(7) 耐震改修工事を受けようとする住宅の所有者であることを証するもの

(8) 耐震改修工事の設計を行った建築士が耐震診断士であること又は講習を修了したことを証する書類

(9) 市税等の滞納がないことを証する書類

(10) 前各号に掲げるもののほか、木造住宅耐震改修事業補助金の交付に関し市長が必要と認めるもの

(実績報告)

第8条 申請者は、補助事業が完了したときは、木造住宅耐震改修事業実績報告書（別記第2号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 耐震改修工事及びリフォーム工事に係る写真

(2) 耐震改修工事及びリフォーム工事に係る契約書の写し及び領収書の写し

(3) 建築士法（昭和25年法律第202号）第20条第3項の規定による工事監理報告書の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、木造住宅耐震改修事業補助金の交付に関し市長が必要と認めるもの

(一部改正〔平成29年告示19号〕)

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、木造住宅耐震改修事業補助金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）附則第1条本文に規定する政令で定める日（平成24年7月9日）の前日までの間、第4条中「住民基本台帳に記載され」とあるのは、「住民基本台帳に記載され、又は外国人登録原票に登録され」とする。

附 則（平成26年12月26日告示第141号）

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の富津市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱の規定により使用された様式は、改正後の富津市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱の規定による様式とみなす。

附 則（平成29年3月3日告示第19号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月1日告示第26号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月27日告示第52号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和8年3月24日告示第31号）

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第7条）

木造住宅耐震改修事業補助金交付申請書

令和 年 月 日

富津市長 高橋 恭市 様

住所
氏名
生年月日

私は、補助事業が完了した後も引き続き補助対象住宅に住み続ける意思をもって木造住宅耐震改修事業の補助金の交付を受けたいので、富津市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

また、住所確認のため、私の世帯に係る住民基本台帳を閲覧することに同意します。

1 事業目的

2 施行場所

3 施行期間 年 月 日から 年 月 日

4 交付申請額 円

5 事業費及び補助額の算定

(1) 事業費内訳 別紙1

(2) 補助額の算定

耐震改修工事費の見積額

① 円 $\times 4 / 5 =$ ② 円

③ 補助限度額 800,000円

1,000,000円（申請者が満65歳以上の場合）

（②と③の小さい額を④へ記入）

耐震改修工事補助額 ④ 円

リフォーム工事費の見積額

⑤ 円 $\times 1 / 10 =$ ⑥ 円

⑦ 補助限度額 300,000円（⑥と⑦の小さい額を⑧へ記入）

リフォーム工事補助額 ⑧ 円

交付申請額 ④+⑧ 円

※②、⑥で1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てた額とする。

第2号様式（第8条）

令和 年 月 日

富津市長 高橋 恭市 様

住所

氏名

木造住宅耐震改修事業実績報告書

年 月 日付け 号により補助金の決定を受けました木造住宅耐震改修事業の実績について、富津市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱第8条の規定により報告します。

記

- 1 事業名
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 事業実績内訳 別紙2
- 4 添付書類

別紙 2

事業費実績内訳

改修工事費

| 工事費 | | | 事業費 |
|-----|----|----|-----|
| 内訳 | 当初 | 実績 | 増減 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 計 | | | |

リフォーム工事費

| 工事費 | | | 事業費 |
|-----|----|----|-----|
| 内訳 | 当初 | 実績 | 増減 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 計 | | | |

別記

第1号様式（第7条関係）

（一部改正〔平成26年告示141号・令和4年26号・令和8年〇号〕）

第2号様式（第8条関係）

（一部改正〔平成26年告示141号・令和4年26号〕）